

# 令和4年度 熊本県歯科医師国民健康保険組合事業内容

所在地: 〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号 熊本県歯科医師会館内 TEL 096-343-0419 FAX 096-343-0421

令和4. 4. 1現在

種 別		甲種組合員	乙種組合員	家族	後期高齢組合員		
加 入 条 件		熊本県歯科医師会会員であって、歯科医業又は歯科業務に従事する歯科医師で、規約第4条の地区内に住所を有する者	甲種組合員及び後期高齢組合員の医療機関の業務に従事する従業員で、規約第4条の地区内に住所を有する者	組合員と同一世帯にある者	熊本県歯科医師会会員であって、歯科医業又は歯科業務に従事する歯科医師で、規約第4条の地区内に住所を有する者		
保 険 料	医 療 分	均等割月額 16,000円 (・前年の医業収入が500万円以上1,500万円未満の場合…13,500円 ・前年の医業収入が500万円未満の場合…12,000円 ・同一診療所に2人以上いる場合、2人目から…11,500円) 所得割額 社保・国保の前年診療報酬に1,000分の8を賦課 (※最高限度額:500,000円)	均等割月額 8,500円 (ただし、勤務医は11,500円)	均等割月額 4,000円	均等割月額 2,500円  ※別途、広域連合の規程による		
	後期高齢者支援金分	全ての被保険者 4,100円					
	介護保険料	第2号被保険者(40歳以上65歳未満) 5,100円			※広域連合の規程による		
疾 病 分	給 付 の 制 限	なし(ただし、自家診療における歯科給付等については、一部制限あり) 制限内容…自家診療における歯冠修復については、充填並びにインレーまでを認め、補綴(義歯・義歯の修理・ブリッジ・冠・支台築造等)は、一切給付の対象とならない。歯周疾患治療全般(ただし、P急性期の切開、投棄、抜歯は給付)、歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料及び甲種組合員、甲種・後期高齢組合員家族、乙種組合員への薬剤情報提供料も給付の対象とならない。また、同一法人内や系列の歯科医院等で受診した場合においても給付の対象とならない。さらに、国民健康保険法第59条から第63条に該当する行為を行った場合は、療養の給付等は <b>その全部又は一部を行わない</b> 。					
	一 部 負 担 金	3割(ただし、市町村が行う医療費の支給を受けることができる者を除く。)	3割(ただし、市町村が行う医療費の支給を受けることができる者を除く。)	3割(ただし、市町村が行う医療費の支給を受けることができる者を除く。) ※義務教育就学前までは2割	※広域連合の規程による		
	入 院 時 食 事 療 養 費	入院時食事自己負担額は、1食につき <b>460円</b> 。 [ただし、指定難病・小児慢性特定疾病の者は、260円/食。さらに、住民税非課税世帯の場合は減額申請をすると、短期(90日以内)210円/食、長期(90日を超えるとき)160円/食。70歳以上で低所得者Iの者は100円/食。]			※広域連合の規程による		
	高 額 療 養 費	① 1か月(暦月)の一部負担金(窓口負担)が一定額(自己負担限度額)を超えた場合。 ・70歳未満世帯…所得区分ア:約252,600円、イ:約167,400円、ウ:約80,100円、エ:57,600円、オ:35,400円 ・70歳以上…外来のみの場合、現役並み所得者:57,600円(8月より、課税所得に応じて、Ⅲ:約252,600円、Ⅱ:約167,400円、Ⅰ:約80,100円)、一般所得者:14,000円(8月より、18,000円・年間14.4万円上限)、低所得者Ⅱ・Ⅰ:8,000円。入院・世帯合算があった場合、現役並み:約80,100円(8月より、課税所得に応じて、Ⅲ:約252,600円、Ⅱ:約167,400円、Ⅰ:約80,100円)、一般:57,600円、低Ⅱ:24,600円、低Ⅰ:15,000円 ② 同一医療機関等の自己負担では上限額を超えないときでも、同一月の同一世帯の複数人の自己負担や複数の医療機関の自己負担を合算可能。ただし、70歳未満は1レセプトの自己負担が21,000円以上の場合のみ合算可能。 ③ 同一世帯で過去1年間に高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目より、70歳未満世帯はア:140,100円、イ:93,000円、ウ・エ:44,400円、オ:24,600円。70歳以上は、現役並みが44,400円(8月より、課税所得に応じて、Ⅲ:140,100円、Ⅱ:93,000円、Ⅰ:44,400円)、一般が入院・世帯合算があった場合、44,400円が自己負担限度額となる。 ④ 70歳未満は全員、70歳以上は <b>現役並みⅡ・Ⅰ</b> と低Ⅱ・Ⅰの者が、予め組合に申請し、交付された限度額適用認定証を医療機関等に提示すると、同一医療機関等において同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合、支払が自己負担限度額までとなる。(現物給付) ⑤ 特定疾病(慢性腎不全、血友病、HIV)については、申請により組合が発行する「特定疾病療養受療証」を医療機関等へ提出すると、1か月10,000円(人工透析を必要とする慢性腎不全の場合のみ、上位所得者は20,000円)までが自己負担限度額となる。(現物給付)			※広域連合の規程による		
	食 事 療 養 費	減額の申請中、認定を受けるまでに支払った食事負担額の差額分を支給。			※広域連合の規程による		
療 養 費	やむをえず保険診療を受けられなかったり、医師の指示で治療用装具を装着した場合等に、申請に基づき審査を行い、認められれば保険給付分を支給。			※広域連合の規程による			
海 外 療 養 費	海外の医療機関にかかった場合に、申請に基づき審査を行い、認められれば保険給付分を支給。 (日本語に訳して、診療の内容等が分かる医師の診療内容明細書及び領収明細書を添付)			※広域連合の規程による			
移 送 費	医師または歯科医師が移送を必要(医師または歯科医師の意見書)と認めた場合に、申請により支給。			※広域連合の規程による			
訪 問 看 護 費	医師または歯科医師が看護を必要(医師または歯科医師の意見書)と認めた場合に現物給付。			※広域連合の規程による			
分 娩	出 産 育 児 一 時 金	1児につき408,000円(妊娠85日以上であれば、生産、死産、流産の別は問わない。) ただし、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合、420,000円					
死 亡	葬 祭 費	150,000円	60,000円	50,000円	死亡見舞金 150,000円		
傷 病	手 当 金	入院1日につき 2,000円 (1年度90日を限度。加入日から起算して185日目より支給。)	入院1日につき 2,000円 (1年度90日を限度。加入日から起算して185日目より支給。)	な し	傷病見舞金 入院1日につき 2,000円 (1年度90日を限度。加入日から起算して185日目より支給。)		
	国が指定した感染症等に感染した被保険者は別に定める規定により支給。(ただし、後遺症に関しては認めない)						
保 健 事 業	脳 ド ッ ク	費用額の半額を当該年度20,000円を限度として補助。	費用額の半額を当該年度20,000円を限度として補助。	費用額の半額を当該年度20,000円を限度として補助。 ※甲種・後期高齢組合員の配偶者のみ	な し		
	P E T 検 査 補 助	費用額の半額を当該年度40,000円を限度として補助。	費用額の半額を当該年度40,000円を限度として補助。	費用額の半額を当該年度40,000円を限度として補助。 ※甲種・後期高齢組合員の配偶者のみ	な し		
	健 康 診 断 補 助	熊本県歯科医師会の健康診断については、自己負担なし。	熊本県歯科医師会の健康診断を受けた場合のみ6,000円を補助する。	熊本県歯科医師会の健康診断を受けた場合のみ、甲種・後期高齢組合員の配偶者に対して5,000円の補助。特定健診対象者(40~74歳)は5,000円を組合が負担。	熊本県歯科医師会の健康診断については、自己負担なし。		
	健 康 診 断 追 加 項 目 補 助	熊本県歯科医師会が実施している健康診断のうち、受診した追加項目に対して半額補助。			な し		
	インフルエンザワクチン接種補助	ワクチン1回の接種につき3,000円までの補助。(ただし、 <b>年度内1回</b> まで)			な し		
	B型肝炎ワクチン接種補助	ワクチン1回の接種につき5,000円までの補助。(ただし、当該年度3回15,000円まで)			な し		
高 齢 者 健 康 対 策 事 業	年度内に70歳となる被保険者に対し、記念品贈呈。						
東 京 ビ ュ ッ ク 宿 泊 利 用	東京都中央区勝どきの宿泊施設「東京ビュック」の宿泊利用。(ただし、本組合被保険者に限る)						